

【表 - 8】 水平統合と垂直統合の比較

	水 平 統 合	垂 直 統 合
サービス水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な施設更新</li> <li>・技術水準の維持・継承</li> <li>・組織規模の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な施設更新</li> <li>・技術水準の維持・継承</li> <li>・組織規模の確保</li> </ul>
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質職員の専門性の向上</li> <li>・広域的な災害対策</li> <li>・柔軟な水資源融通</li> <li>・環境負荷の低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質職員の専門性の向上</li> <li>・原水から給水までの一貫した水質管理</li> <li>・地域における水質の集約管理</li> <li>・柔軟な水資源融通</li> <li>・環境負荷の低減</li> </ul>
運営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減による経営の効率化</li> <li>・料金水準の長期的安定・抑制化</li> <li>・財政基盤の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストの一体管理による経営効率化</li> <li>・財政基盤の強化</li> </ul>
懸念される問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規模が肥大することによる効率化への意欲の減退の懸念</li> <li>・一部地域又は市町村で水道料金（又は受水料金）上昇の懸念</li> </ul>	

\* 太字：特に効果が期待できる事項。

## 県・市町村の役割との整合性について

県内水道の経営を統合・広域化により再編するにあたっては、県・市町村の水道におけるあるべき役割についての考え方と整合した組織とすべきです。

前述のとおり、水道事業は原則として基礎自治体である市町村が担っていくものです。その一方で、千葉県における広域的な水源確保及び用水供給については、県が広域的機能として関与することも考えられます。

現在は県・市町村の役割が不明確であることについて、これまでの経緯や地域的な事情もあるため、直ちに全てを県と市町村の役割を明確化した組織とすることは容易ではないとしても、統合・広域化にあたっては県・市町村の役割を踏まえ、それと整合した組織を検討すべきと考えます。

## 県民全体での共同負担について

千葉県は水源の確保の点で不利な地域であり、また、その中であって県内でも水源の担保に要する負担に大きな地域差があります。広域的な水源の担保に必要な費用については、個々の水道事業体の経営努力により縮減することが困難な性格のものであることから、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をする

ことが望ましいと考えます。

その一方で、浄水、配水等の一般に水道に要する費用については、地域毎の人口、自己水源等の状況やこれまでの施設整備や経営努力の状況により異なることはやむを得ないと考えられるため、地域又は市町村単位での自己責任による負担とすることが適当と考えられます。

また、これまで千葉県（一般会計）では、市町村水道総合対策事業として県補助金により県内料金格差の縮小等を図ってきましたが、こうした事業と本来県民の共同負担すべき費用との関係は必ずしも明確とはいえません。現行の県補助金は、いわば運営に対する補助という性格を有していますが、県民の共同負担する費用を明確にすると共に各事業体の経営努力を適切に発揮させるという観点からは、広域的な水源の担保等のための施設の投資に対する補助とする方が合理的であると考えます。

今後の県の役割については、本来県民が共同負担すべき費用についての考え方を踏まえて検討することが望ましいと考えます。

県としては、水道用水供給事業に県営又は企業団への参画により関与する方法、市町村が共同で行う水道用水供給事業体（垂直統合後の水道事業体）に対する支援により関与する方法等の様々な方法について、県・市町村の役割の明確化や運営の効率性、統合効果の発揮の観点から検討する必要があります。

## 県営水道について

現行の県営水道については、県と市町村の役割を明確化するため、組織を用水供給と末端給水に分離することも考えられますが、現行の県営水道は前節の統合・広域化の効果を既に実現していると捉えられるため、組織を分離することなく一事業体として維持することも考えられます。

ただし、前述のとおり市町村が水道事業の責任を担うことが現在県営水道の給水する地域においても原則であることを踏まえ、県営水道のこれまでの成果を認めつつその今後果たすべき役割を改めて見直すとともに県・市町村の役割を組織運営面でも明確にすることが必要です。県と市町村の役割との整合性については、県営水道が給水する地域においても重要な問題であり、県営水道地域の市町村は、基礎自治体として水道供給に関する責任を他の地域の市町村と同等に果たすべきです。したがって、県営水道を一事業体として維持する場合にも、県営水道地域の市町村には、当該事業体への経営面・財政面での参画を求めるべきであると考えます。

市町村が参画するにあたっては、県営を維持しつつ市町村に経営参画する機会を設けるとともに財政負担を求める方法、県・市町村で構成する企業団又は地方独立行政法人により運営する方法等の様々な方法について、県・市町村の役割との整合性や運営の効率性の観点から検討する必要があります。

なお、現在の県営水道が給水する地域には、同一市町村の行政区域を県営水道と市町村営水道が分割して給水している場合が見られます。現行の県営水道について検討するに際しては、こうした事業体の給水区域の統合についても併せて検討することが望